

東京都環境影響評価条例の一部を改正する条例（案）

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号）の一部を次のように改正する。

第七十四条の二中「関係者」を「適当と認める者」に改め、「説明」の下に「若しくは意見」を加える。

第九十一条第一項中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 環境配慮書、調査計画書、評価書案、評価書その他この条例の規定に基づき作成する書類に虚偽の記載をして提出したとき。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（提案理由）

環境影響評価及び事後調査の手続をより厳正に実施するため、所要の改正を行う必要がある。